

「不法行為」まとめ

故意や過失(不注意)で他人に損害を与え、その賠償責任を負うのが「不法行為」です。宅建試験では、以下の「特殊な不法行為」と「時効」が徹底的に狙われます。

1. 使用者責任(会社が代わりに払う)

従業員が工作中に他人に損害を与えた場合、雇い主(使用者)も被害者に対して賠償責任を負います。

- 求償権の制限: 会社が被害者に賠償した後、会社は原因を作った従業員に請求(求償)できますが、**「全額ではなく、相当と認められる限度(一部)」**に制限されるのが頻出ポイントです。

2. 工作物責任(建物の欠陥による損害)

建物の壁が崩れて通行人がケガをした場合など、工作物の設置や保存の欠陥による責任ルールです。「責任を負う順番」を必ず暗記してください。

- 第1順位「占有者(借主など)」: 必要な注意を尽くしていたと証明できれば責任を免れます。
- 第2順位「所有者(大家など)」: 占有者が免責された場合に責任を負います。所有者は**「無過失責任(いくら注意していても絶対に責任を負う)」**という点が最大の引っかけです。

3. 消滅時効(期間の延長に注意!)

- 原則: 損害と加害者を「知った時から3年」、または不法行為の「時から20年」。
- 例外(生命・身体の侵害): 交通事故でのケガなど、人の命や体に関する不法行為は、被害者保護のため知った時から**「5年」**に延長されます。